資　料　編

1	宇治市環境保全基本条例	資－1
2	策定体制	資－4
3	策定経過	資－5
4	用語解説	資－6

資　料　編

1　宇治市環境保全基本条例

（昭和51年7月15日条例第29号）

めざましい科学の進歩は、人間生活に物質的な豊かさをもたらした。しかし、今日までの産業経済と都市の急激な発展により、人間の行動圏の拡大と生活様式の変化およびこれらに伴う社会的価値感の変化が生じ、人間と自然との結びつきを破壊し、また、人間同志の暖かい心のふれあいが奪い去られつつある。

宇治市民は、従来、緑と水と山なみに囲まれた豊かな土地で恵まれた自然環境、歴史的環境を生活にとり入れ、良好な環境を築いてきた。しかし、人口が急増し、急激な都市化現象を呈している本市において、自然の生態系を乱す公害、都市生活の場・居住の場の未整備、人間関係における連帯感の疎外など諸種の弊害が生じ、それは拡大の傾向にある。

市民は、健康で文化的な生活を享受しうる権利とともに、良好な環境を保持する責務を有する。

いまや良好な環境を保全し、確保するためにあらゆる努力が傾注されなければならない。

ここにわれわれ宇治市民は、自然と調和のとれた環境の創造を都市づくりの理念とし、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかつた都市」の実現をめざし、市、事業者、市民がその力を結集して環境問題に対処し、「明るく健康なまち」を未来に継承することを誓い、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全およびその確保に関する市長、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、その推進をはかることにより、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境をいう。

（市長の責務）

第３条　市長は、良好な環境の保全および確保に関する総合的な施策を策定し、およびこれを実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その事業活動により良好な環境をそこなうことのないように努め、自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、市長が実施する良好な環境の保全および確保に関する施策に協力する責務を有する。

２　事業者は、法令等の規定に反しない場合または定めのない場合においても、周辺の自然的、社会的条件に応じて良好な環境をそこなうことのないよう最大限に努力する責務を有する。

３　事業者は、良好な環境の保全および確保に関して協定を締結するように努める責務を有する。

（市民の責務）

第５条　市民は、その日常生活において良好な環境の保全および確保に関する意識を高め、相互に協力して地域の良好な環境をそこなうことのないように努めるとともに、良好な環境を保全し、確保するための市長の施策に協力する責務を有する。

第２章　環境基準の設定

（環境基準の設定）

第６条　市長は、良好な環境を保全し、確保するために維持されなければならない環境上の基準を定めることができる。

２　前項の基準については、常に適切な判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

第３章　環境保全計画の策定

（環境保全計画の策定）

第７条　市長は、良好な環境の保全および確保に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、環境保全計画を策定しなければならない。

第４章　良好な環境の保全および確保に関する基本的施策

（良好な環境の保全確保の施策）

第８条　市長は、次の各号に掲げる事項に係る施策を策定し、良好な環境の保全および確保に努めなければならない。

（1）　緑化の推進、樹木等の保全、野生動植物の保護その他自然環境の保全および確保に関すること。

（2）　良好な環境の確保に係る公共的な施設の整備に関すること。

（3）　事業活動その他人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化する状態を含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭および地盤の沈下（以下「公害」という。）の防止に関すること。

（4）　無秩序な土地開発等の行為の規制および日照等の確保並びに合理的な土地利用に関すること。

（5）　宅地化された空地その他空閑地に係る環境衛生の維持並びに工作物の規制等による風致の確保に関すること。

（6）　廃棄物の不法投棄の防止および都市の清潔保持に関すること。

（7）　歴史的・文化的遺産の保存および史跡名勝、景勝地の整備に関すること。

（8）　その他良好な環境の保全および確保に関する諸施策

２　市長は、前項各号の施策とあいまって地域住民の連帯感に支えられたコミュニテイの形成のための条件整備に係る施策を策定し、およびそれを実施しなければならない。

（公聴会の開催等）

第９条　市長は、前条に規定する施策を策定するため必要があると認める場合には、公聴会の開催等市民の意見を反映するために必要な方途を講じるものとする。

（監視・測定体制の整備）

第10条　市長は、良好な環境を保全し、確保するために必要な監視および測定の体制の整備に努めるものとする。

（報告および調査）

第11条　市長は、事業者、土地または建築物の所有者もしくは管理者（以下「関係者」という。）から良好な環境の保全および確保に係る対策その他必要な事項について報告を求め、またはその職員に当該工場、事業所、土地もしくは建築物等に立入らせ、施設その他の物件を調査させることができる。

（指導・助言・勧告および命令）

第12条　市長は、良好な環境の保全および確保に関し、関係者に対して必要な指導、助言、勧告または命令をすることができる。

（協定の締結）

第13条　市長は、良好な環境の保全および確保に関し、関係者および市民と協定を締結することができる。

第５章　審議会

（審議会の設置）

第14条　市長は、良好な環境の保全および確保に関する事項を審議するため、宇治市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。

２　市長は、次の各号に掲げる事項を審議会に諮問するものとする。

（1）　環境基準の設定

（2）　環境保全計画の策定

（3）　公害の予防対策および被害対策

（4）　良好な環境の保全および確保に関する協定の締結

（5）　大規模な開発行為等に対する環境保全対策

（6）　その他必要と認める事項

３　審議会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　雑則

（氏名等の公表）

第15条　市長は、第12条の規定による命令に従わない者については、審議会にはかり、その氏名および住所（法人にあっては、その名称および代表者の氏名並びに所在地）並びに命令の内容等を公表することができる。

第16条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定体制

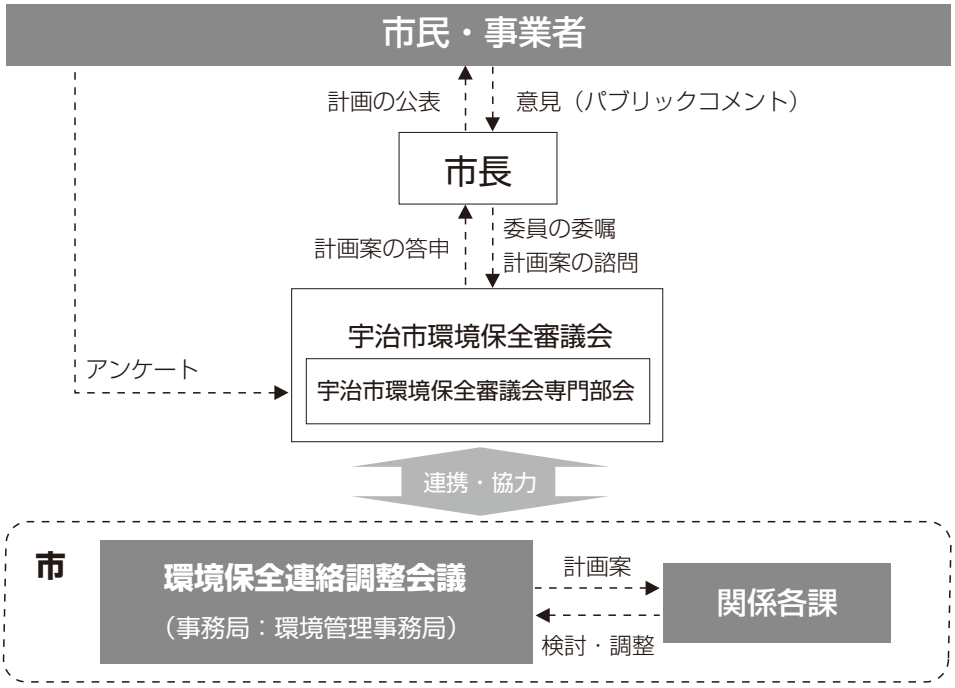

資図 2-1　策定体制

資表 2-1　宇治市環境保全審議会委員名簿（敬称略）

区分	委員名	所属機関・団体	備考
市議会	石田（イシダ）　正博（マサヒロ）	宇治市議会市民環境常任委員会	
	荻原（オギハラ）　豊久（トヨヒサ）		
知識経験者	坂東（バンドウ）　忠司（タダシ）	京都教育大学教育学部	会長
	窪田（クボタ）　和美（カズミ）	龍谷大学短期大学部	
	山田（ヤマダ）　智子（トモコ）	京都文教短期大学	
市民代表	斉藤（サイトウ）　孝（タカシ）	宇治公衆衛生協会	副会長
	吉田（ヨシダ）　利一（リイチ）	京都やましろ農業協同組合	
	山仲（ヤマナカ）　修矢（ノブヤ）	宇治商工会議所	
	大川（オオカワ）　優（ユタカ）	宇治市観光協会	
	大石（オオイシ）　嘉啓（ヨシヒロ）	宇治久世医師会	
	青木（アオキ）　久二子（クニコ）	宇治市女性の会連絡協議会	
	佐野（サノ）　洋一（ヨウイチ）	クリーン宇治運動推進協議会	
	内川（ウチカワ）　中彦（ナカヒコ）	宇治市森林組合	
	本間（ホンマ）　和枝（カズエ）	宇治市公園公社	
行政機関	尾形（オガタ）　順司（ジュンジ）	京都府山城北保健所	
	栗田（クリタ）　幹典（ミキノリ）	京都府宇治警察署	

（平成25年3月1日現在）

資表 2-2　宇治市環境保全審議会　専門部会委員名簿（敬称略）

区分	委員名	所属機関・団体	備考
知識経験者	坂東（バンドウ）　忠司（タダシ）	京都教育大学教育学部	会長
	窪田（クボタ）　和美（カズミ）	龍谷大学短期大学部	
	山田（ヤマダ）　智子（トモコ）	京都文教短期大学	
市民代表	斉藤（サイトウ）　孝（タカシ）	宇治公衆衛生協会	副会長
	本間（ホンマ）　和枝（カズエ）	宇治市公園公社	

（平成25年3月1日現在）

3　策定経過

資表 3-1　策定経過

年月日		項　目	内　容
平成23年度	10月25日	平成23年度 第1回宇治市環境保全審議会	・環境保全計画の策定について諮問 ・現行計画の概要と取組状況
	3 月22日	平成23年度 第2回宇治市環境保全審議会	・宇治市環境保全計画の見直しについて
平成24年度	4月～5月	アンケート調査 〔調査期間〕 市民（平成24年4月27日～5月16日） 事業者（平成24年5月14日～5月29日）	・市民・事業者アンケート
	7 月 3 日	平成24年度 第1回宇治市環境保全審議会 第1回宇治市環境保全審議会専門部会	・計画の基本的な考え方について ・環境の現況について
	7 月31日	平成24年度 第2回宇治市環境保全審議会専門部会	・環境保全計画の目指すもの ・目標実現に向けた具体的な取組み
	9 月 4 日	平成24年度 第3回宇治市環境保全審議会専門部会	・計画の推進方法について
	10月11日	平成24年度 第2回宇治市環境保全審議会	・中間報告（案）について
	10月22日	中間報告	・宇治市環境保全審議会からの中間報告
	12月1日 ～1月4日	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
	1 月31日	平成24年度 第3回宇治市環境保全審議会	・パブリックコメントの実施結果及び答申（案）について
	3 月 8 日	答申	・宇治市環境保全審議会からの答申

4 用語解説

アルファベット

3R（スリーアール）

廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位。「①ごみの発生抑制＝リデュース（Reduce)」「②再使用＝リユース（Reuse)」「③再生利用＝リサイクル（Recycle)」の頭文字を取って「3R」と呼ぶ。

3Rに「④ごみになるものを買わない＝リフューズ（Refuse)」を加えて「4R」、「⑤修理して使う＝リペア（Repair)」を加えて「5R」と呼ぶ場合もある。

BDF

BDF（Bio Diesel Fuel）とは生物由来油から作られるディーゼルエンジン用の燃料の総称のことで、大豆や菜種といった植物油や、牛脂などの動物油といった様々な油脂から得ることができる。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水、廃水、下水などの水質汚濁指標の一つ。微生物が汚濁物質（有機物等）を分解するのに必要な酸素の量。この数値が高いことは水中に汚濁物質（有機物等）が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する。

COD（化学的酸素要求量）

河川水、廃水、下水などの水質汚濁指標の一つ。水中の汚濁物質（有機物等）を酸化剤によって化学的に酸化するのに必要な酸素の量。この数値が高いほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。

COP10

（資13ページ「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」参照）

ESCO事業

ESCO（Energy Service Company）事業者が、工場・ビルの省エネ化に必要な技術や設備などのサービスを提供し、一定の省エネ効果を保証する事業のしくみ。改修に要した経費などはすべて省エネによる経費削減分で賄われる。導入企業では新たな経済負担を伴わず、契約期間終了後の経費削減分を利益として得られる。

Hf蛍光灯

明るさはそのままに、従来よりも光源、点灯装置、器具本体などの効率を高めた照明器具のこと。Hfは高周波点灯蛍光灯（Hf＝High　Frequency）のこと。電子安定器（インバータ式安定器）により電源周波数を高周波に変換しランプを点灯させることによって、ランプ自体の性能アップや省電力が可能な蛍光灯のこと。高効率の照明器具としてはこの他にＬＥＤがある。（資7ページ「LED照明」参照）

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が制定・発行した環境マネジメントシステムと環境監査に関する国際規格。（資10ページ「環境マネジメントシステム」参照）

LED照明

発光ダイオード（LED＝Light Emitting Diode）照明のこと。蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから、環境負荷が低い照明機器として普及が進んでいる。

pH値

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標のこと。一般には「水素イオン濃度」といわれており、pH試験紙やpH計などで簡易に測定できる。pHが7のときは中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

あ 行

アイドリングストップ

環境にやさしい運転方法の一つ。駐停車や信号待ちの時にエンジンを停止させることで、燃費改善と排気ガスの削減につなげることができる。

雨水タンク

雨水を有効利用するために、雨どいなどにつなげて雨水を貯蔵するタンクのこと。庭木や洗車用の水として使えるため、節水に効果がある。

宇治川太閤堤跡

豊臣秀吉が命じて造営した堤防の跡のこと。現在の治水技術にも匹敵する高い技術が認められる貴重な遺跡で、2009（平成21）年7月に国の史跡に指定された。

宇治学

地域に対する理解、関心、愛着を持ってもらうことを目的として、宇治の地域素材や地域活動を基に行われる学習のこと。現在、小中一貫教育の学習プログラムとして教育現場に取り入れられている。

宇治環境フェスタ

地球温暖化などの環境問題について、身近に楽しみながら対策に取り組んでもらうための普及・啓発を目的とした催しのこと。2008（平成20）年度から開催。

宇治市環境保全基本条例

宇治市の良好な環境を保全することを目的として、市、事業者、市民がその力を結集して環境問題に対処するために制定された条例。1976（昭和51）年に施行。

宇治市環境美化推進条例

空き缶等の散乱を防止することにより、環境の美化を促進し、歴史文化都市としての本市の美観の形成に資することを目的として制定された条例。2000（平成12）年に施行。

宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議

平成21年3月、宇治市地球温暖化対策地域推進計画を推進するために、市民・事業者・市が協働し、活動することを目的として設立された組織のこと。愛称はecoット宇治。

宇治市まちづくり・景観条例

市民・事業者・市が宇治のまちづくりに関する情報を共有し、協働して、良好な居住環境の整備と景観の形成を図ることを目的としている条例のこと。正式名称は「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」。

宇治市名木百選

市内に残る貴重な名木・巨木、文化的な価値が高い木などについて市民から募集し、選定したもの。

エコアクション21

全ての事業者が、持続可能な社会の構築のため、環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的として環境省が創設した認証・登録制度のこと。ガイドラインに沿って取組みを進め、審査の結果、認証を受けた事業者は、金融機関の低利融資を受けるなどのメリットが得られる。

エコカー

一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車のこと。一定の環境性能を備えたガソリン車や、電気自動車、天然ガス自動車（資14ページ「電気自動車（EV）」、資15ページ「天然ガス自動車」参照）などがある。

エコクッキング

調理くずを減らすなど、環境に配慮した料理方法や片づけ方を取り入れた調理方法のこと。具体例としては、調理の際に「流水ではなく、溜め水で野菜を洗う」や「大根の葉やキャベツの芯をスープなどの具材にする」などがある。

エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど、燃料の無駄を減らす運転を心がけたり、燃費の良い自動車を選んだり、相乗りをするといった、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

エコファミリー

環境への負荷ができるだけ少なくなるように配慮した行動を心がけて、日常生活を送る家庭のこと。行動の具体例としては、「冷暖房器具の設定温度を適切（夏28℃、冬20℃）にする」や、「洗濯物はなるべくまとめ洗いをする」等がある。

枝打ち

枯れ枝や、生枝を幹の付け根から除去すること。枝打ちをすることで林内の風通しが良くなり、病害虫の発生を抑えることが出来る。また、節の少ない木を育てることで、木材としての価値が上がるといった効果がある。

屋上緑化・壁面緑化

建築物などによって自然の地盤から離された構造物の表層に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化することを屋上緑化という。また、建築物の壁面を緑化することを壁面緑化という。

緑化によって、大気の浄化や、屋内への侵入温度の低減による過度な冷暖房の抑制などの効果があり、CO_2の排出量削減にもつながる。植物の生育に必要な土壌量を確保しつつ、建築物にかかる荷重を減らすことができるかが課題になっている。

温室効果ガス

一般に、太陽からの日射エネルギーを通過させ、地表面から放出される熱（赤外線）を吸収する性質をもった気体のこと。吸収された熱は再び地表へ放射されるので、温室効果ガスの増加によって地表の温度は上昇する。産業革命以降、人為的な活動により温室効果ガス排出量は増加傾向にある。主なものには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF_6などがある。

か 行

カシノナガキクイムシ

主にブナ科のコナラ、ミズナラなどの生立木を好み、年輪に沿った弧状の坑道が縦に連なる複雑な坑道を掘り、ここで幼虫のえさとなる特殊な共生菌（アンブロシア菌）を栽培する。成虫の体長は4～5mm。近年各地で起こっているコナラ、ミズナラが集団で枯れる現象については、本種が運ぶ病原菌が関与しているといわれている。

学校版環境ＩＳＯ認定制度

環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001（資7ページ参照）」の考え方を取り入れ、学校側で自ら環境方針や実施計画などを定め、環境保全活動などに取り組むことにより、環境教育の実践的な部分の推進を図るもの。

宇治市では、学校園の取り組む内容に対し、環境教育・保全活動などの面で一定の成果があると認められた際に「環境にやさしい学校」として学校版環境ISO認定制度による認定を行っている。

間伐

成長に伴い、混みすぎた林の立木を一部間引くこと。間伐を行うことで、林内に適度に光が射し込み、木の生育が良くなるため、風雪にも強い幹が育つ。また、下草などが生えてくるため、山の保水機能や土砂流出防止機能が高くなる。

家庭の省エネ相談所

市民に日々の暮らしに関するアンケートや1カ月間の光熱費などを記入してもらい、各家庭に合った省エネアドバイスを行う取組みのこと。記入表をもとにエコライフの取組をグラフ化し、CO_2排出量を記載した「エコライフ診断書」を発行、それをもとに「家庭の省エネアドバイザー」がアドバイスなどを行う。

合併処理浄化槽

微生物の働きにより、トイレの汚水だけでなく、お風呂や台所の生活雑排水も合わせて処理する浄化槽のこと。

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO_2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のこと。

環境マネジメントシステム

事業組織が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するシステムのこと。（1）環境保全に関する目標を定め、（2）これを実行、記録し、（3）その実行状況を点検して、（4）方針などを見直すという一連の手続きによって構成されている。

世界共通の規格などを設定する非政府間国際機関であるISO（国際標準化機構）は、環境マネジメントに関する規格としてISO14000シリーズを定めている。

環境基本法

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律のこと。この法律の中では、環境の保全についての基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項が定められている。

環境基本計画

環境基本法第15条に基づいて定められる計画のこと。政府全体の環境保全施策の総合的、計画的な推進を図るため、施策の大綱などを定める。2012（平成24）年4月には、3回目となる改定が行われた。

環境美化推進重点地域

宇治市環境美化推進条例（資8「宇治市環境美化推進条例」参照）において、特に環境の美化を推進する必要がある地域のこと。条例に基づき、市長が指定する。

京都議定書

気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書のこと。この中で、先進各国の温室効果ガスの排出量について、法的拘束力のある数値目標が決定された。

京都府環境を守り育てる条例

京都府下における大気汚染、水質汚染、騒音・振動及び悪臭等の発生を防止するために制定された条例のこと。身近なところから地球全体のことまで、環境を幅広くとらえた条例として1996（平成8）年に施行された。

京都府地球温暖化対策条例

京都府内における地球温暖化対策に関する条例のこと。この条例では、2050（平成62）年度までに、温室効果ガスの排出の量を1990（平成2）年度に比べて80パーセント以上削減することを目標として規定している。

高機能舗装

様々な機能を持った舗装のことで、このうち車両のタイヤと路面による騒音を、通常の舗装より小さくすることを目的とした道路舗装を低騒音舗装という。自動車が走行すると、タイヤと路面の間に空気が入り、この空気が圧縮・膨張し騒音を発している。低騒音舗装は、こうした空気を舗装の中に逃がすことができるため、騒音を低減する効果がある。

高効率給湯器

従来型の給湯器に比べ、熱効率が高い省エネ型の給湯器のこと。エコキュートやエコウィル、エコジョーズなどがある。

エコキュートは、大気中の熱を取り込んでお湯を沸かすヒートポンプ式給湯器。

エコウィルは、ガスを燃料として電気をつくり、その時の排熱でお湯をつくって給湯や暖房を行う家庭用コージェネレーションシステム。

エコジョーズは、ガスの燃焼時によりお湯を沸かした際に発生する水蒸気が持つ熱を活用する、潜熱回収型ガス給湯器。

交通バリアフリー

高齢者や身体障害者等、だれもが円滑に移動できるようなまちづくりを推進すること。例えば駅やその周辺にある公共施設等を結ぶ経路の段差を解消するためにエレベーターなどの施設を整備するといった取組みがある。

子ども環境学習会

小学生を対象とした環境に関する学習会のこと。実験や体験学習などを通じて、身近な環境や地球温暖化などについて学ぶ。

コミュニティ道路

生活道路において歩行者を優先した考え方に立ち、歩行者や自転車の安全性・快適性・利便性の向上のために整備された道路のこと。歩道の段差を少なくしたり、車止めの設置などの事例がある。

さ 行

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。

資源有効利用促進法

製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、使用済製品の自主回収・リサイクル、製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する様々な取組みを促進することにより、循環経済システムの構築を目的として制定された法律のこと。この法律は「再生資源の利用の促進に関する法律」（1991（平成3）年制定）の改正法として、2000（平成12）年に制定された。

重要文化的景観

平成16年の文化財保護法改正で文化財の分類として新たに加わった「文化的景観」の中で、国が特に重要だと判断した景観のことで、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」とされている。

循環型社会

有限な資源の永続性を確保するため、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴い発生・消費される物やエネルギーなど、あらゆるものを資源として循環し、さまざまな形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

狭義には、廃棄物の発生を抑制し、再使用・リサイクルが促進されることで天然資源の消費を抑制して、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会形成の推進に向けて、廃棄物・リサイクル政策の基本的な枠組みを整備するために2000（平成12）年6月に制定した法律のこと。

省エネルギー／省エネ

石油、電力、ガスなどのエネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。

省エネ診断

エネルギーの使用状況や設備の運用方法、建築物の構造などを確認し、その場所に適した省エネルギーのための改善策を提案すること。

新京都府環境基本計画

京都議定書誕生の地としての京都府の使命と役割を踏まえつつ、京都府が目指す環境像・社会像を明らかにするとともに、その実現のために「京都府環境を守り育てる条例（資11ページ「京都府環境を守り育てる条例」参照）」に基づいて策定する計画のこと。

水生指標生物

限られた環境で生息でき、かつ、環境の変化に敏感な性質を持つ生物のこと。この生物の分布状況、経年変化などを調べることによって、その水域の環境を評価することができる。

生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めた法律のこと。国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としている。

生物多様性条約

生物の多様性の保全と、それらの持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約のこと。1992（平成4）年に採択され、1993（平成5）年12月に発効されている。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

生物多様性条約締約国による会議のこと。第10回目は2010（平成22）年10月に日本の名古屋市にて開催された。

た 行

ダイオキシン類

（p9の「ダイオキシン類について」参照。）

河川の多自然化

（p48の「多自然川づくりについて」参照。）

太陽光発電

太陽電池を用い、太陽の光エネルギーを電気エネルギーに変換する発電方式のこと。国は、家庭への太陽光発電システムの普及推進に取り組む方針を示している。

単独処理浄化槽

トイレの水のみを処理する浄化槽のこと。市では単独処理浄化槽や、くみ取り式の世帯について下水道や合併処理浄化槽への転換を促進している。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動（伝統工芸や風俗習慣等）と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承することを目的として制定された法律のこと。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律のこと。京都議定書目標達成計画の策定、地域協議会の設置等の国民の取組みを強化するための措置、温室効果ガスを一定量排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付けている。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや、輸送による環境負荷の軽減などの面から注目されている。

鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定する区域のこと。鳥獣保護区内では狩猟が禁止されている。

電気自動車（EV）

電池に蓄えた電気エネルギーを使ってモータを回し、走行する次世代自動車の一つ。排気ガスを発生せず、騒音も少ない。水力や風力による電源を組み合わせることで、地球温暖化対策にも効果的であることから、今後の普及、拡大が期待されている。

天然ガス自動車

天然ガスを燃料とする次世代自動車の一つ。現在では、圧縮天然ガス(CNG)を燃料としたCNG自動車が普及の中心となっている。CNG自動車はガソリン自動車に比べてCO_2の排出を2割程度低減でき、ディーゼル自動車と比べるとNOxの排出量が極めて少なく、黒煙が排出されない。

特定外来生物

特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物のことで、飼育や栽培、輸入などが原則禁止されている。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

京都府外来生物情報によると、宇治市には下表に示す8種類の特定外来生物が確認されている。

資表 4-1　宇治市の特定外来生物

分類	名称
哺乳類	アライグマ
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス
	カダヤシ
	ブルーギル
昆虫類	セアカゴケグモ
陸産淡水産貝類	カワヒバリガイ
植物	ボタンウキクサ

出典：京都府「京都府外来生物情報」

な 行

ノーマイカーデー

自家用車に代わる交通手段の選択（公共交通機関、自転車利用、徒歩）や相乗りなどにより、自家用車の使用を自粛し、自動車交通量の削減を図る取組み日のこと。自動車交通量そのものを減らすことにより、自動車から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に貢献する。

は 行

ばい煙

ものを燃やす時に発生する、硫黄酸化物やばいじん（スス）などのこと。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）のこと。木材、生ごみ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどの有機物がある。

バイオマス燃料は、カーボンニュートラル（成長過程のCO_2吸収量と、燃焼による排出量がプラスマイナスゼロという考え方）とされ、化石燃料の代わりに利用すればCO_2の排出を抑制できる。

バス・エコファミリー

市が府と共に推進しているバス利用促進施策のこと。対象地域を走る路線バスなどの乗車賃が大人1人につき同伴の小学生以下の子ども2名まで無料（定期券利用は対象外）とすることで、環境やバスについて児童と家族が話し合うきっかけづくりを目的としている（平成19年より実施）。

ビオトープ

様々な生き物がお互いに関係を持って暮らしていける空間のことで、池や小川など自然環境を構成する地形が再現されている。

ヒートアイランド現象

空調機器や自動車などから排出される人工排熱や、道路舗装、建築物などの増加による地表面の人工化によって都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。

琵琶湖国定公園

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、多くの人が適切に自然にふれあい、その恵みを享受できることを目的とした公園を国定公園という。琵琶湖を中心に、その周りの山々や琵琶湖を源とする宇治川の一部に指定されている。京都府内では、京都市、宇治市、宇治田原町の3市町のそれぞれ一部に指定されており、京都府内における面積は約1,600ヘクタールに及ぶ。

フロン

フッ素と炭素などからなる化合物のこと。オゾン層を破壊する原因物質の1つとされており、破壊する程度の強いフロンは生産が全廃されている。主に冷蔵庫やカーエアコンなどの冷媒、精密機械などの洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきた代替フロンは、オゾン層を破壊しないとされるものの地球温暖化に影響があり、京都議定書が指定する温室効果ガスの1つとなっている。

ペアガラス

2枚のガラスの間に空気を入れたもののことで、部屋の断熱性を高める断熱工法の1つ。

ペレットストーブ

一般的に木質ペレットを燃料とするストーブのこと。木質ペレットを燃やしても、排出される二酸化炭素は木が成長する時に吸収したものなので、大気中の二酸化炭素の量は増加しない（これをカーボンニュートラルという）。このため、温暖化対策の一つとして注目されている。

フォレスターうじ

森林施業などの各種体験を通じて、森林・林業への認識を深めるとともに、貴重な緑を保全することの大切さを学び啓発することを目的として、平成9年に市民により結成されたボランティア団体のこと。天ヶ瀬森林公園を中心とした市有林にて、植林や間伐などの森林を育てる活動、遊歩道の維持管理、自然観察会等を開催している。

壁面緑化

（資9ページ「屋上緑化・壁面緑化」参照）

ま 行

マツクイムシ

マツの木に穴をあけ、マツの木を食べて育つ昆虫の総称。中でも、「マツノザイセンチュウ」とそれを運ぶ「マツノマダラカミキリ」によって引き起こされる「マツ材線虫病」による松枯れ被害は、1970年頃から爆発的に増えている。

緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物でつくる自然のカーテンのこと。ベランダや軒下に生育させることで真夏の暑い日差しを避けることができ、過度な冷房を抑制しCO_2排出削減にもつながることが期待される。

モビリティ・マネジメント

該当する地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていくための一連の取組みのこと。

具体的には、公共交通機関や自転車の利用、徒歩などが、環境、安全、健康などに好影響をもたらすことや、公共交通の便利な利用方法などを効果的に情報提供することが挙げられる。

（p12、p44「モビリティ・マネジメント」参照）

や 行

要注意外来生物

外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なり、外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力をお願いする生物。

京都府外来生物情報では、宇治市には下表に示す5種類の要注意外来生物が確認されている。

資表 4-2　宇治市の要注意外来生物

分類	名称
鳥類	クロエリセイタカシギ
爬虫類	ミシシッピアカミミガメ
魚類	タイリクバラタナゴ
淡水産無脊椎動物	アメリカザリガニ
陸産･淡水産貝類	スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）

出典：京都府「京都府外来生物情報」

ら 行

リサイクル情報センター

省資源対策の一環として、市民の家庭に眠っている品物の有効利用（リユース）を促進し、消費生活の向上を図ることを目的としたセンターのこと。

歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法（資14ページ「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」参照）第5条において市町村が作成する、歴史的風致の維持及び向上に関する計画のこと。2012（平成24）年3月5日には「宇治市歴史的風致維持向上計画」が国の認定を受けている。

レクリエーション施設

休暇を快適に利用するためや、健康増進の機会を提供するために利用される施設のこと。市内では、京都府立山城総合運動公園（太陽が丘）や宇治市総合野外活動センター（アクトパル宇治）などがある。

ロングレール

通常のレールよりもつなぎ目の数が少ないレールのこと。つなぎ目が少ない分、乗り心や騒音・振動の改善効果がある。

宇治市第2次環境保全計画

平成25年3月発行

発行・編集　宇治市市民環境部環境政策室
環境企画課

郵便番号　611-8501
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話(0774)22-3141番(代)